

練馬稲門会規約

(名称・事務所)

第1条 本会は、練馬稲門会と称する。

(2) 本会の事務所を

東京都練馬区豊玉南3丁目24番18号 国産自動車交通株式会社本社ビル
に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて練馬区及び早稲田大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦及び啓発をはかるための事業
- ②地域社会の発展に寄与するための事業
- ③早稲田大学、同大学校友会の発展に寄与するための事業
- ④その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、練馬区内に居住又は勤務する早稲田大学の卒業生、早稲田大学現任教職員および推薦校友で本会の目的に賛同し入会を希望する者をもって構成する。

(2) 会員の種類を次のとおりとする。

正会員

ファミリー会員

準会員

賛助会員

(3) 会員に関する事項については、役員会において別に規程をもって定める。

(役員構成)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

幹事長 1名

幹 事 若干名(幹事の内1名を会計担当として選任する。)

監 事 2名

(役員選任)

第6条 会長、副会長、幹事及び監事は定例総会において会員よりこれを選出する。

(2) 幹事長は幹事の中より会長が委嘱する。

(3) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(4) 役員に欠員を生じた場合は、補欠者の任期は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に差支えあるときは予め定められた順序により会務を代行する。

(3) 幹事長は、会長の指示により会務を執行する。

(4) 幹事は、幹事長を補佐し、本会の事業計画及び会務の執行について協議し会務を処理する。

(5) 監事は会計監査を行う。

(顧問、相談役)

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(2) 顧問、相談役は本会の育成発展のために会長の諮問に応ずる。

(3) 顧問、相談役は会長の推薦により役員会の議を経て決定する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(2) 会議は、会長がこれを招集する。

(3) 会議の議長は、会長がこれに当たり、会長に差支えあるときは予め定められた順序により副会長がこれを代行する。

(4) 各会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。

(総会)

第10条 定例総会は、毎年一回これを開き、会務、会計の報告および必要事項を議定する。

(2) 臨時総会は役員会で必要と認めたとき、これを開く。

(役員会)

第11条 役員会は、会長又は過半数の役員が必要と認めたとき、これを開く。

(委員会)

第12条 役員会は、事業計画の執行にあたり必要に応じて委員会を設置することができる。

(2) 委員会に関する事項については、役員会において別に規程をもって定める。

(入会)

13条 本会の会員は、役員会の承認をもって会員とする。

(退会)

第14条 本会の会員は、退会の届け出通知により退会とする。

(除名)

第15条 本会の名誉を傷つけたものは、役員会の決議をもって除名する。

(禁止事項)

第16条 本会は政治、宗教の何れにも参加することはない。

(会計)

第17条 本会の運営費は、会員の年会費、寄付金及び必要に応じて徴収する会費をもって充てる。

(2) 年会費及び臨時会費の金額は、役員会において定める。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

19条 本規約の改正は、総会出席者の過半数の同意を要する。

(2) 本会の運営に必要な事項で、本規約に定めがない事項については、幹事長が提案し役員会の決議をもって定める。

(附 則)

- ・本規約は、昭和53年3月18日より施行する。
- ・本規約は、平成2年10月13日より施行する。
- ・本規約は、平成28年7月9日より施行する。
- ・本規約は、令和元年7月7日より施行する。

(規 程)

- ・「弔意規程」 平成27年1月10日施行
- ・「会員規程」 平成27年3月6日施行